

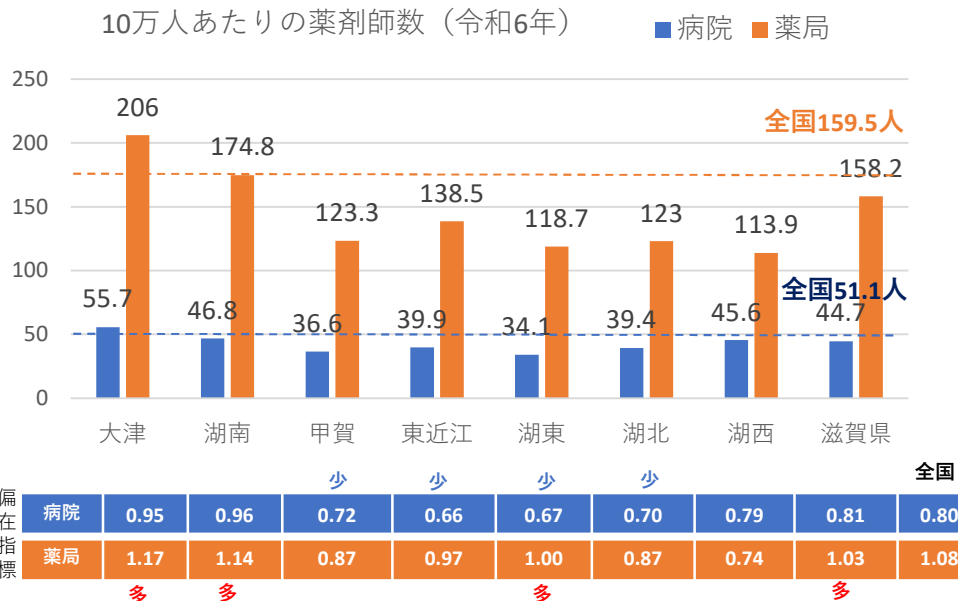
薬剤師奨学金返還支援事業費補助金の概要

○ 事業の目的

県内の病院が勤務薬剤師に対し、当該病院で一定期間以上従事することを要件とした返還支援の実施に要する経費に対する補助を行うことで、**病院薬剤師の人材確保と定着促進**を図り、県内における薬剤師の業態偏在・地域偏在の解消を行う。

○ 背景・課題

10万人あたりの薬剤師数（令和6年）



- 県内に従事する薬剤師数は年々増加しているが、**人口10万人あたりの薬剤師数は全国を下回っている**（全国265.8人、滋賀県248.2人）。
- 薬剤師偏在指標（R5厚生労働省公表）では「薬局1.03＞病院0.81」、二次医療圏別では、甲賀、東近江、湖東、湖北区域では特に低い値であり、県内においては**業態（病院－薬局間）および地域偏在が顕著**である。
- 地域医療における薬物療法の有効性・安全性確保のため、病棟業務やチーム医療の一翼を担う**病院薬剤師の確保は喫緊の課題**であり、偏在解消に向けた取り組みが必要。
- **20～30代では病院の方が薬局（ドラッグストア）より給与水準が低いことが示唆**されており、病院での就職を断念する薬剤師が一定数いるものと推測される。

○ 事業の概要

奨学金返済支援（令和8年度から実施）

【補助対象事業者】

県内病院

（薬剤師に対する奨学金返還支援制度を設けている病院）

【補助金額、補助期間】

補助率：**1/2（上限2.5万円/月）**

※支援対象薬剤師は大学等を卒業後～1～2年目の者 等

※1名に対する最長補助期間は4年

最大補助額：**2.5万円×12月×4年×1人＝120万円**

【補助人数】

毎年**10名分程度**

※原則1病院1名分とするが、予算の範囲内で複数名の申請を認めることができる。

※応募多数の場合は、薬剤師少数区域、各病院の薬剤師充足率を勘案して決定する。

【補助要件】

- ✓ 当補助制度により支援を受けた**薬剤師が返済支援を受けた年数に2分の3を乗じた期間**、当該病院で勤務すること。
- ✓ 県が定めた「研修プログラム作成指針」に基づき、**研修プログラムを作成し、対象者に当該プログラムに基づく教育を実施すること。**

* プログラムイメージ *

